

59



別紙様式第35号(規格A4) (第4条関係)

医療法人決算届

令和8年6月29日

群馬県知事
山本一太様

主たる事務所	群馬県高崎市中尾町886番地
所在地	電話 027(362)6201
名称	医療法人 社団 日高会
理事長	安藤 哲郎

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 7 公認会計士等の監査報告書

注 この届出書には副本1部を添えること。



事業報告書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1)名 称 医療法人社団日高会
① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2)事務所の所在地 群馬県高崎市中尾町886番地

(3)設立認可年月日 昭和53年 8月 日

(4)設立登記年月日 昭和53年 8月10日

(5)役員

	氏 名	備 考
理 事 長	安 藤 哲 郎	
常務理事	安 藤 公 子	
理 事	安 藤 義 孝	
同	小此木 一 夫	法人管理担当
同	関 原 哲 夫	日高病院管理者
同	内 山 和 彦	日高リハビリテーション病院管理者
同	成 清 一 郎	平成日高クリニック管理者
同	内 海 英 貴	白根クリニック管理者
同	小 林 充	富岡クリニック管理者
同	溜 井 紀 子	
同	安 藤 綾 子	
同	佐 野 浩 志	
同	佐 藤 智 樹	
監 事	佐 野 麻美子	

2 事業の概要

(1) 本来の業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数	
病院	日高病院	1011010244	群馬県高崎市中尾町886番地	一般病床	287床
				療養病床	0床
				[医療保険	0床]
				[介護保険	0床]
病院	日高リハビリテーション病院	1011710264	群馬県高崎市吉井町馬庭2204番地	一般病床	104床
				療養病床	0床
				[医療保険	0床]
				[介護保険	0床]
診療所	平成日高クリニック	1011011200	群馬県高崎市中尾町807番地1	一般病床	0床
				療養病床	0床
				[医療保険	0床]
				[介護保険	0床]
診療所	白根クリニック	1010310074	群馬県沼田市薄根町3300番地1	一般病床	19床
				療養病床	0床
				[医療保険	0床]
				[介護保険	0床]
診療所	富岡クリニック	1011310214	群馬県富岡市曾木312番地1	一般病床	0床
				療養病床	0床
				[医療保険	0床]
				[介護保険	0床]

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
高崎市在宅介護支援センター日高 【高崎市から委託を受けて管理】	群馬県高崎市中尾町886番地	
居宅介護支援事業所平成日高クリニック	群馬県高崎市中尾町807番地1	
居宅介護支援事業所白根クリニック	群馬県沼田市薄根町3300番地1	
日高学術研究センター	群馬県高崎市中尾町886番地	

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和	7年	5月	23日	役員の任期満了に伴う改選
令和	7年	6月	27日	令和6年度決算の承認
令和	8年	3月	30日	令和7年度の予算補正
				令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
				令和8年度借入金の最高限度額の決定

(4) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該当なし

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(6) そ の 他

該当なし

様式 2

※医療法人整理番号 00059

法人名 医療法人社団日高会
所在地 高崎市中尾町886番地

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	8,843,085 千円
2. 負 債 額	7,510,702 千円
3. 純 資 産 額	1,332,383 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,212,562
B 固 定 資 産	4,630,523
C 資 産 合 計 (A + B)	8,843,085
D 負 債 合 計	7,510,702
E 純 資 産 (C - D)	1,332,383

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致させること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人社団日高会

※医療法人整理番号 00059

所在地 高崎市中尾町 8 8 6 番地

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,212,562	I 流 動 負 債	4,715,710
現金及び預金	1,233,491	買掛金	1,252,374
事業未収金	2,594,945	未払金	225,068
未収金	113,696	短期借入金	2,148,592
たな卸資産	254,627	1年以内返済長期借入	311,725
その他の流動資産	32,061	未払費用	384,314
貸倒引当金	△ 16,260	未払消費税等	17,856
II 固 定 資 産	4,630,523	未払法人税等	545
1 有形固定資産	4,036,459	預り金	62,678
建物	2,985,682	賞与引当金	300,127
構築物	69,200	その他の流動負債	12,428
医療用器械備品	286,629	II 固 定 負 債	2,794,991
その他の器械備品	40,931	長期借入金	2,564,318
建設仮勘定	75,900	長期リース債務	10,517
土地	550,248	長期未払金	20,864
その他の有形固定資産	27,866	退職給付引当金	199,291
2 無形固定資産	80,461		
借地権	53,606		
ソフトウェア	23,158		
電話加入権	3,697		
3 その他の資産	513,602		
有価証券	2,306		
従業員奨学貸付金	27,873	負債合計	7,510,702
生命保険積立金	233,266	純資産の部	
長期前払費用	165,000	科 目	金 額
繰延消費税	70,292	I 出 資 金	30,000
その他の固定資産	15,030	II 積 立 金	1,302,383
貸倒引当金	△ 167	別途積立金	638,000
		特別償却準備金	4,435
		圧縮積立金	218,741
		繰越利益積立金	441,206
		純資産合計	1,332,383
資産合計	8,843,085	負債・純資産合計	8,843,085

様式4-1

法人名 医療法人社団日高会

※医療法人整理番号 00059

所在地 高崎市中尾町886番地

損 益 計 算 書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		15,588,464
2 事業費用		
(1) 事業費	15,378,376	
(2) 本部費	261,611	15,639,987
本来業務事業損失		△ 51,523
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
事業損失		△ 51,523
II 事業外収益		
受取利息	3,333	
その他医業外収益	189,254	192,587
III 事業外費用		
支払利息	43,412	
その他医業外費用	61,340	104,753
経常利益		36,311
IV 特別利益		
貸倒引当金戻入	14,888	
国庫補助金	171,245	
過年度退職給付引当金戻入	355,274	541,408
V 特別損失		
リース契約精算費用	155,767	155,767
税引前当期純利益		421,952
法人税・住民税及び事業税		79
当期純利益		421,872

様式 5

法人名	医療法人社団日高会
所在地	高崎市中尾町886番地

※医療法人整理番号	0	0	0	5	9
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種 類	名 称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
該当ありません									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種 類	氏 名	職 業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
該当ありません							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式第四号

法人名 医療法人社団日高会
所在地 高崎市中央町886番地

※医療法人整理番号 00059

純 資 産 変 動 計 算 書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	出 資 金	積 立 金					純資産合計
		別途積立金	圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和7年3月31日残高	30,000	498,000	231,479	8,234	142,797	880,510	910,510
(会計年度中の変動額)							
当 期 純 利 益	0	0	0	0	421,872	421,872	421,872
別 途 積 立 金 の 積 立	0	140,000	0	0	△ 140,000	0	0
別 途 積 立 金 の 取 崩	0	0	0	0	0	0	
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	0	0	△ 12,738	0	12,738	0	0
特別償却準備金の積立	0	0	0	0	0	0	0
特別償却準備金の取崩	0	0	0	△ 3,798	3,798	0	0
会計年度中の変動額合計	0	140,000	△ 12,738	△ 3,798	298,408	421,872	421,872
令和8年3月31日残高	30,000	638,000	218,741	4,435	441,206	1,302,383	1,332,383

法人名 医療法人社団日高会

所在地 高崎市中央町886番地

医療法人整理番号

00059

有形固定資産等明細表

令和8年3月期

単位：円

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末 償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
建物	5,196,917,278	8,000,000	0	5,204,917,278	3,668,556,696	86,094,128	1,536,360,582
建物付属設備	6,555,967,468	245,569,091	0	6,801,536,559	5,352,214,858	135,241,090	1,449,321,701
(小計①)	11,752,884,746	253,569,091	0	12,006,453,837	9,020,771,554	221,335,218	2,985,682,283
構築物	695,710,354	416,364	0	696,126,718	626,926,452	9,576,515	69,200,266
医療器械	4,507,131,428	102,665,664	0	4,609,797,092	4,323,167,730	146,101,097	286,629,362
什器備品	837,969,516	14,980,000	0	852,949,516	812,017,720	14,327,795	40,931,796
建設仮勘定	0	75,900,000	0	75,900,000	0	0	75,900,000
土地	550,248,872	0	0	550,248,872	0	0	550,248,872
その他有形固定資産	897,340,464	1,310,910	0	898,651,374	870,784,485	29,999,651	27,866,889
その他器械備品	99,285,709	0	0	99,285,709	99,285,703	0	6
車両	11,200,000	0	0	11,200,000	11,199,999	0	1
絵画等	5,714,286	0	0	5,714,286	0	0	5,714,286
一括償却資産	4,208,597	1,310,910	0	5,519,507	4,022,285	1,160,251	1,497,222
リース資産	776,931,872	0	0	776,931,872	756,276,498	28,839,400	20,655,374
借地権	53,606,122	0	0	53,606,122	0	0	53,606,122
電話加入権	3,697,048	0	0	3,697,048	0	0	3,697,048
ソフトウェア	169,988,503	1,750,000	0	171,738,503	148,580,325	8,781,469	23,158,178
無形固定資産							

様式第六号

法人名 医療法人社団日高会

所在地 高崎市中尾町 8 8 6 番地

※医療法人整理番号 0 0 0 5 9

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (流動資産)	14,670	16,260	0	14,670	16,260
貸倒引当金 (固定資産)	218	167	0	218	167
賞与引当金	264,174	300,127	264,174	0	300,127
退職給付引当金	590,308	59,780	95,521	355,274	199,291

注) 退職給付引当金の当期減少額(その他)は、過年度引当金過大計上額の戻入です。

様式第七号

法人名 医療法人社団日高会

所在地 高崎市中尾町886番地

※医療法人整理番号 00059

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,155,000	2,148,592	1.20%	
1年以内返済長期借入金	306,468	311,725	0.87%	
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	2,678,963	2,564,318	0.87%	
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	5,140,431	5,024,635	—	—

注）決算日後、5年間の長期借入金の返済予定額

区 分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	310,584	310,584	310,584	215,628

様式第八号

法人名 医療法人社団日高会
所在地 高崎市中尾町 8 8 6 番地

9
※医療法人整理番号 0 0 0 5 6

有 価 証 券 明 細 表

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額
双葉電子株式会社	1,996株	1,306 千円
株式会社ラジオ高崎	20株	1,000 千円
計		2,306 千円

様式第九の一号

法人名 医療法人社団日高会

所在地 高崎市中尾町 8 8 6 番地

※医療法人整理番号 0 0 0 5 9

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	4,370,580	-	4,370,580	-	-	4,370,580
給与費	7,049,516	261,611	7,311,127	-	-	7,311,127
委託費	1,379,076	-	1,379,076	-	-	1,379,076
設備関係費	1,298,837	-	1,298,837	-	-	1,298,837
研究研修費	2,789	-	2,789	-	-	2,789
経費	608,289	-	608,289	-	-	600,677
控除対象外消費税	669,288	-	669,288	-	-	669,288
計	15,378,375	261,611	15,639,987	-	-	15,639,987

様式九の二号

法人名 医療法人社団日高会

所在地 高崎市中尾町886番地

※医療法人整理番号 00059

事業費用明細表
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 材料費	4,370,580
II 給与費	7,311,127
III 委託費	1,379,076
IV 設備関係費 (うち減価償却費)	1,298,837 (430,121)
V 研究研修費	2,789
VI 経費	608,289
VII 控除対象外消費税	669,288
事業費用計	15,639,987

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

取引所相場による時価

② 棚卸資産

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物 10年～39年

構築物 10年～20年

医療用器械備品 2年～20年

その他の器械備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

通常の売買取引に係る方法に準じて、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっているものと、賃貸借処理しているものがあります。（医療法人運用指針9）

賃貸借処理をした医療用器械備品及びその他の器械備品のファイナンス・リース取引のリース総額は1,661,351千円であり、このうち未経過リース料の当期末残高は1,293,398千円です。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法を採用しており、退職一時金に関しては期末自己都合要支給額を計算しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし固定資産に係る控除対象外消費税は繰延消費税等に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取りが確定した年度に収益として計上しております。

法人税法上圧縮処理が可能な補助金については積立金方式を採用しています。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

10 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物	1,536,360 千円
	土地	408,854 千円
	計	1,945,214 千円

上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は 5,965,000 千円です。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額は 15,653,667 千円です。

以上のとおりです。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団日高会

理事長 安藤 哲郎 殿

私は、医療法人社団日高会の令和7会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

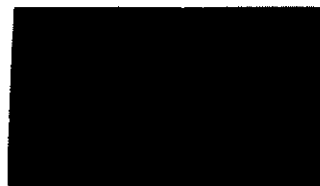
私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査報告

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

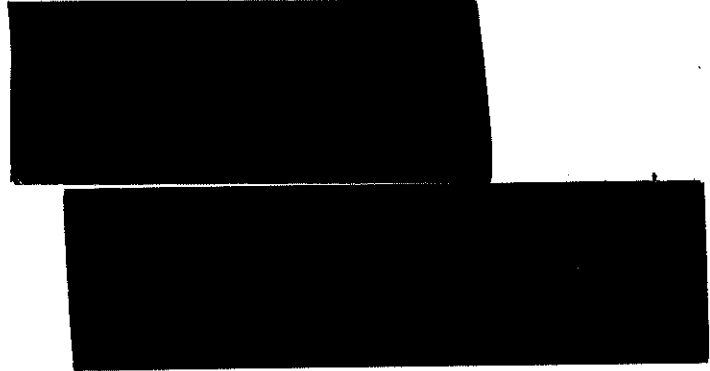
令和8年6月25日



独立監査人の監査報告書

令和8年6月24日

医療法人社団 日高会
理事会 御中



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団日高会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載

されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
- 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事

象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。